

職員の給与等に関する報告について（談話）

令和 2 年 11 月 12 日
長 崎 県 人 事 委 員 会
委 員 長 水 上 正 博

本日、本委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与等について報告を行いました。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、民間給与の実態調査において、ボーナス等に関する調査を先行して実施しました。その調査結果に基づき、本委員会は、本年10月21日に、職員のボーナスの支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行いました。

また今般、本年4月における県内民間給与と職員給与の調査が完了し、結果を取りまとめたことから、この報告を行いました。

調査の結果、民間給与と職員給与の較差が小さかったことや、人事院の報告内容等を踏まえ、月例給については改定を行わないことが適当である旨報告したものであります。

職員の人事管理に関する報告では、人材の確保及び育成、能力・実績に基づく人事管理の推進について報告しております。

また、働き方改革と勤務環境の整備として、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした「新しい働き方」の推進や、長時間労働の是正、仕事と家庭生活の両立支援、心の健康づくりやハラスメント防止対策について報告しております。

障害者雇用の推進や定年の引上げについても、取組や検討を進める必要がある旨報告しております。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与等を確保する機能を有するものであり、長期的な視点からみると、県民の理解が得られる給与水準を職員に対し保障するとともに、人材の確保、職員の士気の保持、ひいては県行政運営の安定に資するものと考えております。

県民各位におかれましては、人事委員会勧告制度の趣旨について御理解をいただきたいと思っております。

県職員の皆さんにあっては、県民からの期待と信頼に応えられるよう、効率的な業務遂行と行政サービスの向上に努めるとともに、高い倫理観と使命感を持って職務に精励されるよう要望します。